

平成22年度包括外部監査の団体別の主な指摘事項・監査意見に対する措置状況

①団体及び事業の統廃合等の検討を要するもの

団体名	所管部局	項目	指摘・意見の内容	措置状況
(財)大分県原子爆弾被爆者対策協議会	福祉保健部	協議会のあり方について	原子爆弾被爆者別府温泉療養所(原爆センター)は、利用者の減少、施設の老朽化等の問題を抱えており、事業の廃止を検討すべき。 (延宿泊者数及び利用率) (施設の老朽化) H11:15,000人以上(80%超) 昭和46年建設、要耐震構造化 H20:10,000人未満(54%)	利用者の減少、施設の老朽化等の状況を踏まえ、平成23年5月31日をもって、事業を廃止した。 なお、当団体についても、平成23年8月16日に解散し、現在、精算手続きを進めている。
(財)大分県総合雇用推進協会	商工労働部	人材定住基金事業「SORIN(人材定住情報システム)」の有効性について	ハローワークでも求人情報のインターネットサービスが導入されており、SORINの役割・意義は大きく薄れている。維持管理コストも多額であり、費用対効果の面で問題となっていることから、SORINの廃止を検討すべき。 (役割・意義) ・SORINの有効求人数と有効求職者数・就職件数は、ハローワークの1%未満 ・SORIN掲載企業情報のほとんどは、ハローワークでも公開 ・ハローワークのインターネットサービスの方が、情報量、実績とも圧倒的に勝る(SORINシステム運営経費) 4百万円/年	SORINシステムについては、平成23年度中にシステムの見直し方針を固め、平成24年度中に改修もしくは新システムの構築を完了する方向で検討を行っている。 なお、システム改修に当たっては、監査意見を踏まえ、求人企業に係る一般への情報提供等、ハローワークインターネットサービスで代替できる機能については原則廃止することとし、数年後の転職や採用を考えるU・Iターン就職希望者や企業等にとって必要な機能に厳選する方向で改修あるいは開発を行うよう検討している。 また、システム開発やハードウェアの導入方法について工夫を重ねることにより、サイトの管理・更新にかかる経費やハードウェア使用料の削減を図るなど、維持管理コストの低減にも努めている。
(公財)森林ネットおおいた (旧(財)大分県森林整備センター)	農林水産部	県との事業分担について	財団では約9千haの森林の管理を行っているが、県も同様に約7千haの森林の管理を行っている。規模の経済が働くよう、どちらかが一括して管理を行う方が効率的であり合理的である。	県は当財団に、県民有林(9,557ha)に係る保育や下刈り等の施業を委託しており、その他の県営林(7,253ha)についても、当財団に調査業務の委託を行っている。県民有林と県営林はいずれも県有財産であることから、財産処分等については県が行うが、今後は、調査や施業等委託可能な事業は委託していく。
(社)大分県生乳検査協会	農林水産部	今後の検査業務等について	当協会は検査乳量が増えない限り収入増加が見込めないとと思われるが、現在職員3人で検査業務を行っており、小規模な人数での検査乳量には限界があることから、検査乳量増による収入増が見込めない。このような状況のまま事業を継続しても赤字が増加する一方であり、組織として継続することが困難な状態にある。 検査料金の改定等を行い、収支均衡を図るか、検査業務を他に委ねることが可能であれば事業の廃止、解散も含め検討する必要がある。	検査乳量の増加が見込めない中、今後も収入の増加は見込めず、経営環境は厳しさを増している。検査業務を九州生乳販売農業協同組合連合会検査所に委託することが可能となったことから、本団体は本年6月末をもって解散に至った。大分県酪農業協同組合は、新たに検査部門を設け、組合員の要望に応えられるよう対処する方針である。
(社)大分県漁業海洋文化振興協会	農林水産部	協会のあり方について	当協会の事務作業は漁協職員が行っており、常勤職員は存在していない。 また、種苗放流などの主な事業についても、当協会から漁協へ魚種の種苗を現物支給し、それを漁協が放流しており、当協会の職員が実際に放流を行っているものではない。 このような現状から見ると、当協会は法人としての実態が希薄であるといわざるをえないため、法人を解散して、県が出資している1億5千万円を返還してもらうべき。	当協会は、平成25年11月末までに公益社団法人への移行の認定、一般社団法人への認可、解散のいずれかを決めなければならないが、監査意見のとおり解散を念頭に会員及び関係団体との協議を行っている。 また、出資金についても、現在行っている種苗放流などの主力事業をいかに継続していくかという観点から、出資元への返還や他の団体への寄付などの検討を行っている。
大分県土地改良事業団体連合会	農林水産部	今後の事業運営について	収入の減少が続いているなか、今後の事業運営に当たっては、支部事務所の統廃合も含めた抜本的な効率化の検討が必要である。 また、土地改良資料館については、利用状況も明らかでなく、一般市民の利用率が非常に低いとみられ、有効に活用されているとはいえないことから、廃止すべき。 (一般会計収入予測) (支部事務所) H22 1,121百万円 中部事務所(大分市)・南部事務所(豊後大野市) H23 932百万円 玖珠事務所(玖珠町)・北部事務所(宇佐市) H24 743百万円	団体の長期計画に基づき、事務所の整理統合や人員削減等の経営改善策を積極的に講じてきたところであり、支部事務所については6事務所から4事務所へ整理統合し、各事務所の換地課を事務局に集約してきたところである。 今後の事業運営については、受託事業量の動向等を精査のうえ、対策を講じていくこととしており、次期長期計画(H25～H29)に具体策を盛り込む予定である。 土地改良資料館は、団体の主要業務の一つである土地改良事業に関する教育及び情報の提供、調査及び研究に資することを目的に設置され、県内で実施されてきた土地改良事業の記録等を後代に伝える貴重な資料を多く収蔵・公開している。この度の監査意見を受けて、関係者や一般市民のさらなる利用が図られるよう、外部への運営委託を廃止し、団体自らが管理主体として適正な運営を行う体制を整えた。今後も有効に活用されるよう努めていく。 また、同施設の一部を借りて行っている県の広報事業(水土里の部屋)については、今後の活用状況を見ながら、廃止も含めて検討していく。
大分県住宅供給公社	土木建築部	今後の方針について	住宅供給事業は既に役割を終えており、分譲事業については、判田台の完売に目途がついた時点で撤退し、残った分譲資産は県が継承して販売代理等の形でやるのが望ましい。 また、公社自体についても、分譲事業撤退後は公社という形態を残すか、別の法人形態でやるかを検討し、県営住宅管理事業及び賃貸管理事業に集中すべき。 (分譲宅地資産の推移) ・判田台(大分市) H19:50区画 H20:51区画 H21:35区画 566百万円 493百万円 307百万円 ・向陽台(国東市) H19:95区画 H20:82区画 H21:75区画 698百万円 490百万円 423百万円	今後は公営住宅管理事業や賃貸管理事業を中心とした事業運営となる。分譲事業については、22年度末現在、判田台で残り13区画となったことから、今年度、部体制から課体制へと組織改正を行い専任職員を3名から2名としている。また、今年度中に判田台の完売を目標に努力しているところであり、今後の向陽台の販売形態についてもフォローアップ会議において協議し、今年度中に方向を定める。

②事業目的の達成に向け見直しが必要と思われるもの

団体名	所管部局	項目	指摘・意見の内容	措置状況
大分県社会福祉協議会	福祉保健部	事業の優先順位について	<p>県社協が本来やるべき、最も優先度の高い「住民主体による地域福祉活動の推進」に係る取り組みが不十分である。事業の優先順位を把握し、本来の目的に立ち返って、優先順位の高いものから行う必要がある。</p> <p>① 市町村社協に対する地域福祉活動計画策定指導では、PDCAによる計画遂行管理も行うべき。</p> <p>② ふれあいいきいきサロン、子育てサロンがまったくない市があるほか、サロンの活動状況を取りまとめていない。</p> <p>③ 地区(校区)社協が豊後大野市、由布市、国東市はゼロとなっており、市町村活動をリードする必要がある。</p>	<p>地域福祉推進の中心的な役割を担う市町村社会福祉協議会の基盤強化とともに、小地域福祉活動の拠点づくりや展開方法等の指導、また、市町村社協職員(地域福祉コーディネーター)の人材育成を図るため、次の事業等をその進捗管理も含め、重点的に取り組んでいくよう努めていくこととした。</p> <p>①市町村社協に対する地域福祉活動計画策定について 未策定4社協に対して、策定手法等の個別支援を行う。また、計画見直し予定の社協に対しては、計画の評価方法等の指導や次期計画策定に対する支援を行い、切れ目のない地域福祉活動が展開できるよう、市町村社協への指導を強化していく。</p> <p>②ふれあいいきいきサロン、子育てサロンについて 地域の「居場所」や「課題発見の場」となり、高齢者や一人親家庭等の孤立防止に効果がある「サロン活動」を普及促進するため、新たな立ち上げや機能強化のための助成支援や担い手に対する研修、フォーラムを開催する(サロン 968カ所 → 1,116カ所)。 また、現時点では全ての市町村においてサロンが設置されているが、さらなる普及促進を図っていく。</p> <p>③地区(校区)社協について 住民自らが地域課題の発見・解決を図るための小地域福祉活動の拠点となる「地区(校区)社協」については、全県的には159カ所あるが、未だ設置していない市町村も7カ所あることから、設置手法の研修や個別支援を強化していく。</p>
(社)大分県畜産協会	農林水産部	畜産コンサルタント事業における効果の検証について	<p>当協会が実施する畜産コンサルタント事業については、一定の効果があるものと思われるが、効果の検証が行われていない。事業の効果を適時・適切に検証・評価し、効果のあるコンサルタント事業が行えるよう努めるべき。</p>	<p>包括外部監査終了後、コンサルタント結果に基づく改善指導を速やかに行う体制を関係機関と協議して整備し、併せて、事業の効果を検証・評価することとした。</p>
大分県農業信用基金協会	農林水産部	資金別の保証引き受けの状況について	<p>当協会の保証実践高の内訳を見ると、生活資金の割合が61%もあり、とりわけ非農業者の生活資金が44%と高水準になっている。協会の設立趣旨に鑑みて、農業近代化、改良資金・就農支援及び農業事業資金の比率を高めるべき。 (設立趣旨) 農業者等の信用力を補完し、農業近代化資金その他の資金の借入を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資すること。</p>	<p>融資機関や行政等関係機関との連携を深め、既存の制度資金の利用促進や、農業者・融資機関ともに利用し易い農業資金を導入し、また大分県が実施する農業金融円滑化対策体制整備事業等にも積極的に取り組みながら、農業資金の融資・債務保証の伸長を図っていく。</p>

③内部統制の整備・運用状況を是正すべきもの

団体名	所管部局	項目	指摘・意見の内容	措置状況
(財)大分県文化スポーツ振興財団	企画振興部	共催事業に係る内部統制について	<p>稟議制度は意思決定を行うために必要な制度であるが、共催事業に係る稟議書を閲覧した結果、契約書の締結日より稟議書の決裁日付が後になっている事例及び決裁権限者が専務理事であるにもかかわらず、事務局長の決裁で終了している事例が検出された。 稟議制度を適切に運用することが必要である。</p>	<p>指摘を踏まえ、平成22年8月、専務理事から全職員に対して稟議書類の確認等を徹底するよう訓辞を行った。 また、担当者及び決裁権者が、決裁事項等を誤ることがないように、共催事業については事務決裁フロー図を作成して再発防止に努めるとともに、重要案件やまれな案件については決裁規程を添付のうえ稟議書を回覧することとした。</p>
大分航空ターミナル(株)	企画振興部	内部統制の構築について	<p>昨年発生した、職員による現金横領という不祥事を受け、現金確認業務のダブルチェック化、コンプライアンス研修、コンプライアンス委員会設置等の改善措置がとられているが、不正や誤謬が発生するリスクに配慮した内部統制の整備・運用に取り組むべき。</p>	<p>内部統制の構築については、平成21年11月から複数の業務責任者が確認作業を定期的に行うこととしたほか、業務監査担当を設置し、全部署に対して定期・臨時の業務監査を行うこととした。 また、定期的な倫理研修を実施している。</p>
(社)ツーリズムおおいた	企画振興部	未徴収の会費について	<p>未徴収の会費のうち、明らかに徴収不能のものについては損失処理を行い、また徴収不能のおそれがあるものについては徴収不能引当金を設定すべき。</p>	<p>当該団体の監事と協議の結果、会費が未収となっている会員に督促等を実施し、会費の納入に努め、会費が徴収できない客観的な理由を確認した未収会費について「徴収不能額」として損失処理することとした。平成22年度は、45万円を損失として計上した。また、徴収不能の恐れがある未収会費が発生した場合は、徴収不能引当金を設定する。</p>
(財)大分県地域保健支援センター	福祉保健部	現金管理について	<p>保有現金と現金出納帳を照合するため、実際に現金をカウントしたところ、現金出納帳の記載額と実際の保有現金とに差異があった。現金のカウントの頻度を増やす等、適切な現金管理を行う必要がある。</p>	<p>総務課総務係長と係員の2名で、現金の払い出しの際は必ず領収証と引き替えでを行い、定期的(毎日)に現金出納帳と現金の照合を実施することとした。</p>
	福祉保健部	超過勤務時間の管理について	<p>当センターでは、勤務者がタイムカードから超過勤務命令簿に超過勤務時間を転記し、給与計算者が勤務者全員の勤怠時間1カ月分を集計して超過勤務手当が支給されているが、タイムカードから超過勤務命令簿への転記が適切に行われたかどうかを照合した形跡がなく、給与計算者が計算した集計時間の正確性も上司者がチェックしていない。定期的に、上長が職員個人の超過勤務状況を把握し、集計時間の正確性の検証を行うよう検討する必要がある。</p>	<p>時間外勤務については、各担当課長が所属職員の超過勤務時間をチェックするとともに、総務課長が定期的に個人別の超過勤務手当の支給状況を確認することとした。また、給与計算にあたっては、適切に行われるよう2名により照合を行うこととした。 今後においても、勤務時間内及び時間外勤務の効率的運用に努める。</p>

③内部統制の整備・運用状況を是正すべきもの(つづき)

団体名	所管部局	項目	指摘・意見の内容	措置状況
(社)大分県漁業公社	農林水産部	固定資産の調査について	財務規程によると、「出納員は毎年一回以上、固定資産の現状を調査し、台帳と照合しなければならない」と定められているが、固定資産の調査を行っていなかった。台帳に記載されている固定資産が実際に存在し利用されているか(資産の実在性)を確かめるために、規程通りの現物調査・照合を実施すべき。	平成23年1月19日に現物チェックを行い、使用できないものについては、平成23年3月31日付けで廃棄処分とした。 今後は、定期的な現物調査・照合を実施することとし、財務規程の遵守を徹底する。
大分県漁業信用基金協会	農林水産部	保証先の財務数値等の内容把握等について	保証先の財務数値等の内容把握が甘いといわざるをえない。融資金融機関が行っている審査内容を把握し、これが適正であればその内容を保証の決裁書面に残し、審査が十分でなければ、その改善を要求すべき。	今後は、これまで以上に融資金融機関に対して指導を行うなど改善を図っていく。具体的には、提出された補償先の収支計画に無理があったり記載されている財務の状況等が実態とかけ離れていると思われる場合は、融資先の再調査・収支計画の見直しを行うように促し、必要に応じて受け付けた漁協に対してヒアリングを行う。また、職員に対してスキルアップの研修を行う。
大分県農業信用基金協会	農林水産部	大口保証先の管理体制、経営陣への報告体制について	大口保証先の期中管理体制が不十分である。大口保証先については、たとえ正常先であっても期中管理を十分に行うべきであり、名寄せの上、一定金額以上の先については金融機関の意見に依存しすぎることなく、主体的に被保証先の財務分析や実態把握を十分に行う必要がある。 また、特定の大口先については、期中管理の状況について、定期的に経営陣に報告する体制をとることが望ましい。	指摘を受け、正常先については、名寄せを行ったうえで金額等一定の基準に該当する借入者の期中管理を実施するとともに、財務内容に問題がある案件についてはその都度経営陣への報告を行うこととした。
大分県土地改良事業団体連合会	農林水産部	事前着手について	請書を作成する前に業務に着手する必要がある場合、事前着手許可申請を提出し、業務に着手することになるが、事前着手許可申請が承認される前に着手していた工事があった。 事前着手に当たっては、文書での承認を確実に得る必要がある。	意見を踏まえ、業務の事前着手については、文書による承認を徹底した。 また、各事務所に対しては、包括外部監査終了後直ちに内部監査を実施し、事務処理状況の確認を行うとともに、規定遵守等適正な事務処理の徹底を指示した。
(財)大分県体育協会	教育庁	預金の残高証明書について	決算時に預金の残高証明書が入手されていない。資産の実在性や網羅性を確かめるためにも残高証明書の入手が必要である。	平成22年度期末の監事監査から残高証明書を入手することとした。
(財)大分県交通安全協会	警察本部	統合・支部化について	県下各地区交通安全協会を統合・支部化する際、各支部の組織運営を支部運営規則により各支部長に委任したことから、支部では各々の規則に基づき業務が行われており、本部が支部をコントロールできていない状態にある。点在する規程等を整理し、業務の効率化を図り、収益・コストの改善を図っていく必要がある。	本部と支部の一体化を図るために、支部役員の任命権、支部事務局長等職員の任免、支部長権限の明確化、支部経費執行権、協会費の使途、職員給与及び資産運用の統一化などについて、平成23年3月の理事会・評議員会で規程の見直しを決定し、同年4月から支部の会計や人事に係る権限が本部事務局に集約されるよう改善した。 また、業務の効率化による収益・コストの改善を図るために、物品調達・支払事務の一元化を行い、納税申告についても平成24年度から一元化する予定である。
		預金残高の検証について	ある支部において、平成21年度の貸借対照表の普通預金の一部の口座について、金融機関からの残高証明書の入手をせず、通帳との照合も行われていなかった。預金の実在性を確かめるため、残高証明書や通帳と帳簿金額との照合を行う必要がある。	平成23年4月から支部の会計や人事に係る権限が本部事務局に集約されるように組織運営の見直しを行い、支部会計についても、今後は、本部事務局による残高証明書と通帳等との照合を行うとともに、本部監事による監査を実施し、監査機能を強化した。
		会員証・領収証の管理について	当協会は免許交付者や更新者等のうち、交通安全協会費を支払った個人に会員証を発行しているが、印刷コストが割高になる等の理由から会員証の連番管理がされていなかった。しかし、会員証と引き換えに受け取った会費(現金)に関する内部牽制上、連番管理を行うべき。 また、会費を受け取る際に発行する領収証も連番管理がなされていなかった。領収証の連番管理についても内部牽制上重要であることから行うべき。	会員証の受払簿の作成について、各支部に対して指示を行い、全支部で作成していることを確認して会員証に関する内部牽制を整えた。また、会費を受け取る際に発行する領収書については、平成23年度から一連番号を付したものを使用するよう改善し、会員証については、平成24年度から連番管理にすることを旨とし、現在検討を進めている。

④適正な会計処理(表示含む)を行う必要があるもの

団体名	所管部局	項目	指摘・意見の内容	措置状況
大分航空ターミナル(株)	企画振興部	投資有価証券の会計処理について	金融商品会計基準によれば、上場有価証券は時価評価を行うこととし、売買目的ではない投資有価証券その評価損益は「その他有価証券評価差額金」として純資産に計上しなければならない。また、簿価に対して時価が50%超下落している有価証券については、評価損を「その他有価証券評価損」として特別損失で計上し、減損処理することが要求されている。 当社においては、このような金融商品会計基準に従った有価証券の会計処理が行われていなかった。	投資有価証券の会計処理については、平成22年度の決算より、投資有価証券のうち上場有価証券について、期末における時価評価を行い、その評価差額損益を損益計算書に計上するとともに、貸借対照表においても期末時価で計上することとした。
(社)ツーリズムおおいた ※再掲	企画振興部	未徴収の会費について	未徴収の会費のうち、明らかに徴収不能のものについては損失処理を行い、また徴収不能のおそれがあるものについては徴収不能引当金を設定すべき。	当該団体の監事と協議の結果、会費が未収となっている会員に督促等を実施し、会費の納入に努め、会費が徴収できない客観的な理由を確認した未収会費について「徴収不能額」として損失処理することとした。平成22年度は、45万円を損失として計上した。また、徴収不能の恐れがある未収会費が発生した場合は、徴収不能引当金を設定する。

④適正な会計処理(表示含む)を行う必要があるもの(つづき)

団体名	所管部局	項目	指摘・意見の内容	措置状況
(財)大分県総合雇用推進協会	商工労働部	償却原価法の適用について	人材定住基金で運用を行っている債券のうち、5つの債券は額面金額よりも低い価額で購入しており、取得価額で計上を行ったままになっている。 当該差額は金利の調整と認められることから、購入日から償還日までの間に償却原価法を適用するのが会計基準で定められた会計処理方法であるため、償却原価法を適用すべき。	平成23年度会計から償却原価法を適用して計上することとした。
大分県漁業信用基金協会	農林水産部	債務保証損失引当金の計上額の誤りについて	当協会の平成21年度貸借対照表に計上されている債務保証損失引当金について、算定過程に誤りがあった。計算方法を見直し、また算定シートの修正改善を行い、以後の計上を適正に行う必要がある。	指摘を受け、算定シートを修正した。 また、計算方法についても改善し、適正な計上を行った。
		求償権償却引当金の計上額の誤りについて	当協会の平成21年度貸借対照表に計上されている求償権償却引当金について、算定過程に誤りがあった。適切な算定方法により、以後の計上を適正に行う必要がある。	指摘を受け、平成22年度末に求償権償還引当金について再度算定を行い、不足額を繰り入れた。 今後は、算定に誤りがないよう、内部チェック等の徹底を図っていくこととした。
大分県農業信用基金協会	農林水産部	求償権償却引当金について	当協会の貸借対照表に計上されている求償権償却引当金468百万円は、「農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令」が「当分の間」認めている簡便な算定方法による。 しかしながら、大口求償権合計18億円について、求償権残高より担保等を差し引き個別に引当金を算定したと仮定した場合には、引き当てが大幅に不足しているものと考えられる。 不足額の大きさを考慮すると、より実態に近い数値の見積りが可能な算定方法を検討すべき。	現状の引当金算定方法は、国が示す会計命令の附則において認められており、全国46都道府県でも附則法による引当金算定方法で業務が行われている。 附則法では、これまでの回収実績をもとに引当金の算定を行い、毎年度対象となる年度の回収実績を更新していくため、実際の回収額(回収率)に大きくかい離するものではないと考えている。 今回、指摘された大口求償権合計18億円に対し、農林漁業信用基金等に付保されている約70%の保険を除く自己リスク額は約5億4,000万円であるが、その内、設立以来の代位弁済額累計に対する回収率52.7%(回収不能率47.3%)を掛けた回収可能想定額2億8,458万円を差し引くと、自己リスク額に対する回収不能額は約2億5,542万円であるが、現在の求償権償却引当額4億5,606万円については大幅に引当が不足しているとは考えていないことから、これまでどおり附則法による算定を基礎としたい。
大分県農業会議	農林水産部	退職準備引当金の積立不足について	退職準備金が85%程度しか引き当てられてなく、100%積み立てると仮定すると、約480万円の積立不足となっている。	退職金の積み立て不足については、平成22年度から計画的に積立、平成31年度末までに、積立不足が解消できるようにした。
大分県住宅供給公社	土木建築部	費用の按分について	県営住宅管理事業会計で計上すべき役員報酬が計上されていなかった。適切な損益管理を行うため、合理的に費用按分を行う必要あり。	監査意見を踏まえ、平成22年度決算から費用案分するように改めた。

⑤3E(経済性・効率性・有効性)の観点から検討を要するもの

団体名	所管部局	項目	指摘・意見の内容	措置状況
(財)大分県文化スポーツ振興財団	企画振興部	国際交流事業について	国際交流事業の中には、語学教室のように民間事業が行っているものもあり、あえて当財団が実施する必要のない事業もあると考えられる。また、「国際映画の夕べ」等、参加者が極めて少なく、費用対効果の観点から実施する必要がないと考えられるものもあることから、外部に説明可能な事業内容を選択・実施する必要がある。	事業の選択・見直しを平成22年度に行い、23年度予算に反映した。民間企業でも実施している「文化・語学教室(中・韓・仏)」や日本語ボランティア養成講座等を廃止し、「国際映画の夕べ」を「国際理解講座」の特別編として行う等の見直しを実施した。一方、国際交流団体の活性化を図るため、22年度に行った調査を踏まえ、国際交流団体の活動支援助成制度を拡充したほか、県から訪日教育旅行推進事業を新規に受託した。その結果、当初予算ベースでは前年度比で1千万円以上の減額となっている。
(財)大分県地域保健支援センター	福祉保健部	試薬の在庫管理について	検診業務で使用する試薬在庫の払出状況が、チェックされずに試薬の発注がなされている。この場合、試薬の紛失・盗難が発生しても発見するのが困難となり、管理上問題がある。また、センターでは試薬の発注回数が予算化されているが、そもそも払出データを適切に把握しないと妥当な予算は組めない可能性が高いと考えられる。在庫の受払状況を把握すべきである。	試薬の盗難や紛失、不正使用の防止のため、管理区域にすべて施錠している。在庫の受払状況の把握については、月毎に試薬、材料等を発注して在庫確認を行うこととした。具体的には、マニュアルを策定し(平成23年4月施行)、月末にその月の検診実施数を確認のうえ在庫調査を行い、翌月の予定検診数を前年実績から算出して発注することとした。
		購入契約(設備購入時の見積)について	当センターは、設備購入の際に購入コストでの見積を取っているが、今後は当該設備のランニングコスト(材料費、印刷製本費、修繕費など)も含めたトータルコストで見積もりを取るなどして、さらなる費用の削減に努める必要がある。	包括外部監査終了後、設備購入に当たっては、ランニングコストを含めたトータルコストで見積書を徴集するように改めるなど、さらなる経費の節減に努めることとした。
		閑散期への対応(検診車の不動)について	検診業務について、冬場が閑散期となっており、①検診車の多くの不動が発生している。②検診単価を下げるなどの弾力的な運用や、③へき地への検診業務の拡大により、閑散期に検診業務を行えるようになれば検診車・人員の削減が可能となり、組織としてより効率的な運営が可能となると考えられる。検診業務の平準化を図る必要がある。 (検診車の稼働状況の一例) ○胃がん検診車(6台) 1台当たりの稼働状況 繁忙期:21日/月 閑散期:3日/月 ※閑散期に、1ヶ月間全く稼働しない車両もある。	検診事業の冬期対策については、主として未受診者検診や前年実績に達していない市町村への追加検診を実施し、事業者検診においては、計画繁忙期での実施が困難であることから極力閑散期での対応をしている。平成21年度から受託している日本郵政、昭和電工の検診日程の一部を11月から12月に実施した。平成23年度においては、女性特有検診を推進するため閑散期に子宮・乳・骨粗鬆症検診を組み入れることとした。今後も、検診の計画時において繁忙期での集中化を避けるよう引き続き努力するとともに、顧客に対しての涉外活動を強化する。一方、所内検診では、雇入れ時の検診(2~3月)に対応するため、開所日の拡大に努める。

⑤3E(経済性・効率性・有効性)の観点から検討を要するもの(つづき)

団体名	所管部局	項目	指摘・意見の内容	措置状況
(財)大分県総合雇用推進協会	商工労働部	事務所家賃について	求職者は、ジョブカフェおいたや就職説明会等に訪れるため、事務所の設置場所において、求職者の利便性を考慮する必要性は低い。事務所を賃料の高い場所に構える合理的な理由が見当たらないことから、効率性の観点から事務所移転を検討すべき。 (事務所) ○位置:大分市金池 ○面積:444.79㎡ ○家賃(共益費込):18,140千円/年	当協会の主要な事業であるジョブカフェは、iichiko総合文化センターで実施されており、連携、調整等を円滑に行うためにも、事務所はある程度のその近接地が望まれる。監査意見を受け、事務所移転についても検討を行ったが、大分市中心部(iichiko総合文化センター周辺)で家賃よりも低廉な物件は極めて少なく、移転する場合には、その費用も考慮する必要があり、経費的にも移転は困難である。 なお、現事務所については、事業規模縮小に伴う面積の見直しに加え、家賃の値下げ交渉(平成22年度7,171円/坪→平成23年度5,250円/坪)により、平成23年度の賃料・共益費は4,173千円と、前年度に比べ6,839千円の経費削減を図ることができたところである。
(財)ハイパーネットワーク社会研究所	商工労働部	事業活動の認知度の向上について	県民への普及啓発活動の頻度を高めることや、県民と接する活動を増やすことにより事業活動の認知度を上げる方策を検討する必要がある。 たとえば、研修ルームは高齢者の利用を前提としているため、平日しか利用できない。土日も利用できるようにすれば、社会人をはじめとした一般市民も利用可能になり、認知度が向上するとともに研修ルームの利用率向上につながると考えられる。	財団では、「ネットあんしんセンター」の運営など大分県民や県内企業の幅広い層を対象とした普及啓発事業に取り組んでいるが、主たる目的は、ハイパーネットワーク社会の早期かつ健全な実現を図り、もって我が国及び国際社会の発展と国民生活の向上に寄与することであり、調査、研究等を通じて全国に向けて情報発信を行っている。今後は、農業、防災、教育など地域社会に密着した分野の研究や学校における情報モラルに関する普及啓発などを通じて県民との接点を増やし、事業活動に対する認知度の向上を図る。 例示で挙げられている土日の研修ルーム開放については、研究所の閉所日である土日に人員配置が必要となること、入居ビルが日曜は閉館日であることなど、解決すべき課題があるが、研修ルームの土日利用についてニーズがあるようであれば、ビル管理会社と協議し、実施の可能性について検討する。
(公社)大分県農業農村振興公社	農林水産部	農業文化公園の指定管理受託に係る再委託業務について	指定管理者として受託している農業文化公園の設備保守管理業務や清掃業務の再委託について、両業務の一括発注や複数年での契約によりコスト削減が見込まれるため検討すべき。	平成23年度より、清掃業務は直営方式とし、前年度より4,890千円節減、設備保守管理業務については、複数年契約を実施したことにより、前年度より682千円節減できたところである。
(社)大分県畜産協会	農林水産部	旅費規程について	非常勤役員の費用弁償が規程により一定の金額となっているが、実費精算を行うよう規定の見直しを行うべき。	旅費規程について、現状定額とされているが、実情にあった旅費の精算ができるよう、理事会・総会で協議し、本年度中に規程の見直しを行うこととした。
大分県土地改良事業団体連合会	農林水産部	日出町の土地・建物について	閉鎖した日出事務所の土地・建物が、固定資産税見合いの賃料で日出町に賃貸しており、有効活用されていないため、速やかに売却等を検討する必要がある。	旧日出事務所については、会員である日出町の強い要請があり、固定資産税見合いの賃料で日出町に賃貸しており、同物件の売却について日出町と交渉中である。
(財)大分県公園協会	土木建築部	収入拡大の方向性について	当協会の収入の大半を占める受託事業収入が毎年減少傾向であるため、今後は、特別会計に係る収入を増やして、財政基盤の安定を図るべき。 たとえば、販売実績の少ない自動販売機は、販売実績の大きい会社に入れ替えるほか、売店についても、これまで設置していない行事などにも可能な限り設置して、収入拡大を図るべき。	特別会計に係る収入を増やし財政基盤を安定させるため、自動販売機売上と売店売上の効果的な収入拡大策として、23年度の夏期2ヶ月間プールに1台自動販売機を増設、またアイスクリーム等の売店を設置した。そのほか、22年度に公園駐車場から総合体育館への導線上に自動販売機1台を増設し、21年度の収入に比べ155千円増加した。
大分県土地開発公社	土木建築部	長期保有土地について	長期保有土地については、速やかに利用方法、処分の方針を決定する必要がある。 特に県立文化施設付帯施設用地は、覚書で県が簿価で買い取るようになっていたものの、時価に換算すると多額を含み損が発生していると見られるため、県としても速やかに利用計画を決定し、土地の有効活用を図る必要がある。	県立文化施設付帯施設用地については、新県立美術館建設地と決定されたこと、また、大分インテリジェントタウンについても、企業誘致活動を促進するため、県の買い戻しが決定した。他の長期保有土地については、事業所管課と共同で売却促進に努めるとともに、売却までの間については有料駐車場等として有効活用する。

⑥リスク管理上、改善が必要と思われるもの

団体名	所管部局	項目	指摘・意見の内容	措置状況
(財)大分県地域保健支援センター	福祉保健部	検体の廃棄管理について	検体の廃棄に関しては、検査後およそ1カ月前後で検査室が任意で廃棄処分を行っているが、管理表が作成されていない。 廃棄されるべき検体が廃棄されていないことや、廃棄されるべきでないものが廃棄されていないかなどを適時・適切に把握できる管理表を作成する必要がある。	尿細胞診及び大腸がん検診(便鮮血検査)の検体は、その特性から検査終了後の保管は行われず、マニュアルを策定し(平成23年4月施行)、子宮がん検診と喀痰細胞診(肺がん)の検体については、検体受付日、検診実施市町村、検体ナンバー、検体受診者数を記載した廃棄台帳を新たに作成することとした。また、廃棄の原則は、受診者に検診結果が届く30日後とする(検診受付日から起算して30日後)。 なお、尿細胞診及び大腸がん検診も検体の保管はしていないが、台帳は作成している。
(公社)大分県農業農村振興公社	農林水産部	草地林地一体的利用総合整備事業の目的及び同事業に係るリスクマネジメントについて	大分西部地区における草地林地一体的利用総合整備事業は、環境汚染を懸念する住民の反対運動により中断している。しかしこの事態は県と公社のかかわった当初から予見不可能なものだったとは考えられない。同事業の目的に地域振興の観点も含まれているにもかかわらず、そこに十分な手当てが施されていなかったと思われる。また事業の計画立案段階で適切なリスク把握と対策が行われていなかったことが推察される。 今後の同事業ないし類似事業の計画・遂行に当たっては、これらの点を十分に考慮して行う必要がある。	今後、類似事業等の計画遂行に当たっては、県(家畜衛生飼料室)、市町村及び関係機関とより密に連携を取り留意しながら進めることとした。

⑥リスク管理上、改善が必要と思われるもの(つづき)

団体名	所管部局	項目	指摘・意見の内容	措置状況
(公社)大分県農業農村振興公社	農林水産部	大規模リース団地整備支援対策事業に係るリース契約の違約損害金条項について	大規模リース団地整備支援対策事業において、入植者と公社との間で交わすリース契約の契約書には、借り手である入植者の責任で中途解約に至った場合において借り手が負担すべき違約損害金についての定めがない。 多額な補助金により実施される事業の完遂を担保するため、また通常のリース契約の概念に照らして貸し手である公社が妥当な経済的効果を得るために、中途解約に係る違約損害金の規定を具体的に設けることが妥当である。	リース契約書文面に「この契約は、乙(借り手)の一方的な意思表示によって解除することはできないものとする。」と規定しており、監査意見にある「借り手である入植者の責任で中途解約に至る」は、契約違反に該当し、その場合、法的手段により、ペナルティ(違約損害金等)を負わせることが可能だと考えていることから、契約書に上記文面がある以上、別途、違約損害金条項を設ける必要はないとしたところである。 また、入植条件の違約条項を強く掲げた場合、入植希望者の意欲を削ぎ、リース団地造成が計画的に進まないことも懸念される。 しかしながら、今後もリース団地造成事業が継続すれば、契約違反事案の発生可能性も高まることから、事業の円滑な運営に向けて監査意見については検討課題としていきたい。
(財)大分県総合雇用推進協会	商工労働部	有価証券の運用	人材定住基金12億6千万円のうち、外国債券を4銘柄計6億円購入しているが、うちユーロ円債(2億円)が平成22年7月に実質0%の金利水準となってしまうと、現在の状況からすると、この状態が継続する恐れがある。	これまで資産運用規程に基づいた人材定住基金の運用を行っているが、今後、償還期日の到来するものについては、償還日までの年数も考慮した上で、継続的な資産運用収入を図ることのできるより安全かつ確実な資産への投資を行っていくよう措置を講じる。
(公財)森林ネットおおい(旧(財)大分県森林整備センター)	農林水産部		基本財産の一部を円貨建外国債に運用しているが、実質0%の金利水準となってしまうものがあり、現在の状況からするとこの状態が継続する恐れがある。基金については預金や国債等安全かつ確実な運用が望ましいと考える。また、償還年数のバランスについても配慮した運用が必要である。	当法人については、「資金管理の基本方針」を定め、安全性及び流動性を確保したうえで、効率的な資金管理を行っており、外国債等の総額は基本財産総額の概ね30%以内としている。 また、現状の金利は、最近の円高傾向が原因であり、0%金利となっているものもあるが、これまでは相当の金利を生み事業実施に寄与している。 さらには、途中解約を行うと元本割れに陥ることも考えられ、現状維持で推移せざるを得ないが、今後、円安傾向にふれば金利も回復するものと予想される。 コールまたは契約満了等の場合は、証券会社等から資料を徴収し、諸条件を整理検討し、財務委員会等の意見を踏まえ、円貨建外国債とするのか、国債等に運用替えを行うのか、契約期間等のバランスにも配慮しながら運用しており、併せて資産安定基金を積み立て不測の事態に対応している。
(公財)暴力追放大分県民会議	警察本部		基本財産100,000千円をユーロ円債で運用しているが21年度から22年度にかけ利息ゼロの状況が続いている。今後は、預金や国債等安全かつ確実な運用が望ましいと考える。	現保有債券は、償還日(平成38年3月)前に売却すると、大きな損失が生じるおそれがあるため、償還日まで保有し続けるしかないものと考えている。今後は、基本財産の運用対象を預金や国債・地方債等に限定し、低リターンであっても安全かつ確実な運用を行う。 平成22年6月の国債の満期償還に係る切替購入においては、2年国債から利率の高い20年国債に変更し購入した。

⑦県の関与の見直しが必要と思われるもの

団体名	所管部局	項目	指摘・意見の内容	措置状況
(財)大分県腎バンク協会	福祉保健部	財団法人のあり方について	当財団は、設立当初になかった移植コーディネーター事業を行うようになってから人件費が増大し、正味財産は減少の一途である。寄付金や協賛金の増加も難しく、現状のままでは事業継続は困難な状況にある。例えば財団を解散し、出えん金の返還を受け、それを原資にコーディネーターを県の専門職員として雇用するなど、安定的な事業継続が図れるよう検討の必要がある。	平成22年度は、臓器移植コーディネーター設置に係る県補助金を増額(1,922千円→3,100千円)したこともあり、経営は前年度に比べると改善している。今後、さらなる収入の増加が図られれば安定した事業継続も可能になるため、会費や寄付金等の確保に努めていく。 また、当財団は移植医療関係者等を中心に20年以上にわたり熱心に活動してきた民間主導の団体であり、その自主・自立性を尊重する必要があること、既に公益法人移行に向けて準備を進めていること等の理由から、当該業務は引き続き財団が行い、県は、財団が安定的な事業継続を図れるようバックアップしていくことが適切と考える。 なお、臓器移植コーディネーター設置に係る県補助金については、今後、拡充も検討する。
(財)大分県アイバンク協会			当財団の正規事務局職員は1名であり、高齢でもある。現状では将来にわたって事業を継続していくは厳しい状況である。専門職員を県で雇用し、当該事業を継続していくことも含めた検討が必要である。	平成23年3月にこれまで事務を切り盛りしてきた副理事長が退任し、今回、ライオンズ大分県アイ・腎バンク協会から常務理事を迎え、新しい体制で財団の事業を推進しているところである。 当財団はライオンズクラブ関係者や移植医療(眼科)関係者を中心に30年にわたり熱心に活動してきた民間の団体であり、その自主・自立性を尊重する必要があること、既に公益法人移行に向けて準備を進めていること、また、平成22年10月から角膜炎のあっせん手数料を引き上げたこと等に伴い、今後経営の安定が見込まれること等の理由から、当該業務は引き続き財団が行い、県は、啓発活動を通じて献眼登録の推進に協力するなど、側面から支援していくことが適切と考える。
(株)エスプレス大分	生活環境部	団体に対する出資について	当団体の設立当初は、将来、大分地区に産廃処理問題の発生が予見されたため出資したが、次第に同種の業者が増加し、今となっては特定の処理業者に出資する必要はなくなっている。	監査人の指摘のとおり出資の目的は達成されたため、株式会社エスプレス大分に対して、株式の譲渡(売却)の申し込みを7月11日に行い、売買契約を7月28日に締結した。売買代金が9月5日に納付されたため、9月13日に株式を譲渡し出資関係を解消した。

⑦県の関与の見直しが必要と思われるもの(つづき)

団体名	所管部局	項目	指摘・意見の内容	措置状況
大分朝日放送(株)	商工労働部		<p>当社への出資目的である、地上波テレビ放送の普及促進は達成されている。デジタル放送完全移行後も放送と通信の融事業やデータ放送事業等、県と放送事業者との連携が必要な施策もあるが、今後も株式を保有し続けることが必要か検討する必要がある。</p>	<p>県の出資比率は5%で、保有株式は額面で1億5千万円、23年3月期の純資産ベースでの価値は2億6千6百万円余であり、株式の譲渡には取締役会の承認が必要となっている。</p> <p>当該法人にとって県は重要安定株主と位置づけられており、知事が継続して取締役を勤めている。地上デジタル放送完全移行後も引き続き連携した取組が必要な中で、良好な関係確保の観点からもただちに株式を売却することは難しく、引き続き売却可能な環境が整うかを見極めていく。</p>
(株)大分ボール種苗センター	農林水産部	団体に対する出資について	<p>当団体の設立当初の優良種苗を県内園芸農家に供給するという目的は達成されており、経営状況も改善しているため、株式の譲渡も含めた県関与のあり方を検討すべき。</p>	<p>野菜・花苗の売上高の向上により経営安定が図られているが、東日本大震災による花き業界の不況が経営に影響を与える懸念もあり、引き続き売上げの安定とコスト削減を続け、さらに効率的な運営を行う必要がある。</p> <p>また、平成18年度には優良種苗生産施設の増設に関する協力協定を、当団体と県及び九重町の三者で締結し、施設の増設計画を進めているところである。</p> <p>県としては、当団体による施設の増設状況や経営状況を定期的にモニタリングするとともに、経営安定に向け協力し、経営の安定が確認できた時点で、株式の譲渡も含めて、県の関与のあり方を検討する。</p>
大分ウォーターフロント(株)	土木建築部		<p>当団体の現状は、設立当初の目的(6号C地区の土地利用の調査研究企画、大分港全域の土地利用の調査研究企画等)よりも、県からの委託事業に重点を置いた活動となっている。すなわち、当団体の活動が設立当初の目的を果たしていない状況で、県が継続して出資し続ける意味があるのか疑問が残る。</p>	<p>6号地C地区の土地利用研究(立地)等の設立目的は概ね達成されており、会社としては一定の役割を終えている。加えて県の施策に関連した今後の事業展開が望めないことから、県の関与は縮小・廃止の方向とする。</p>
大分バス(株)	企画振興部	団体に対するモニタリングについて	<p>当団体は平成22年度で債務超過を解消しており、県では株式を譲渡する方針であるが、事業内容及び財務内容の十分な検討がなされていない状況で株式譲渡を判断するのは拙速すぎると思われる。いまだ再建途上であること、公共性の高い交通機関でもあることから、今後とも何らかの形で十分なモニタリングが必要である。</p>	<p>県出資金の払い戻しについては既に平成22年11月に書面に依り済みであり、当該団体の了解が得られれば株式の売却手続きを進める方針に変更はない。</p> <p>包括外部監査報告書で「県として陸上交通の維持・存続を図っていく総合的な交通政策の観点から、今後とも何らかの形で十分なモニタリングが必要と考える」とされている点については、県から当該団体に支出している「地方バス路線維持費補助金」の執行協議や、当該団体も構成員である「大分県地域間生活交通確保維持協議会」における協議の過程で、十分関与できるものと思料される。</p>